

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 販売業			
本規定は販売業のすべての下位項目にも適用される:			
タバコ、葉巻、書籍、新聞および雑誌、すべてのビデオ媒体、貴金属・宝石、医薬品 ¹ 、爆発物、加工油、原油、サトウキビ、シュガービーツは、本公約から除外される。			
<p>A. コミッションエージェントサービス (CPC 621, 61111, 6113, 6121)</p> <p>B. 卸売業 (CPC 622, 61111, 6113, 6121)</p> <p>C. 小売業 (CPC 631 + 632, 61112, 6113, 6121)²</p>	<p>(1) 制限なし、以下については除く:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 個人的な使用に供する商品の販売; - 個人および商用に供される適法的なコンピュータ・ソフトウェアの販売 <p>(2) なし。</p> <p>(3) なし、但し: ベトナムの相手先との合弁で、外国資本の比率が49%を超えないこと。2008年1月1日以降は49%の出資比率の制限が撤廃され、2009年1月1日以降は、出資比率の制限はなくなる。</p> <p>加盟と同時に、販売業に従事する外国投資企業は、セメントおよびセメントクリンカー、タイヤ（航空機用のものを除く）、紙、トラクター、原動機付車両、自動車およびオートバイ、鉄および鉄鋼、視聴覚設備、種類および肥料を除き、合法的に輸入および国内で生産された製</p>	<p>(1) 制限なし、ただしモード1、マーケットアクセス欄で示されたものは除く。</p> <p>(2) なし。</p> <p>(3) なし。</p>	

¹ このロードマップにおいて、「医薬品」には、タブレット、カプセルもしくはパウダー状の医薬品以外の栄養補助食品は含まれない。

² 透明性を示すため、本公約には、他の契約販売者による付加的サービスとなる販売促進業務、およびサポートサービスに対する報酬の受領、固定された場所をもたない、適切に訓練され、承認されたベトナムの個人コミッションエージェントによる多段階での販売が含まれる。

外資小売流通権 WTO公約

	<p>品のコミッションエージェント、卸売・小売業に従事することが許可される。</p>		
	<p>2009年1月1日以降は、販売業に従事する外国投資企業は、トラクター、原動機付車両、自動車およびオートバイのコミッションエージェント、卸売・小売業に従事することが許可される。ベトナムの加盟後3年以内に、販売業に従事する外国投資企業は、合法的に輸入および国内生産されたすべての製品のコミッションエージェント、卸売・小売業に従事することが許可される。</p> <p>小売店の設立（一店目の小売店以外の）は、経済需要調査(ENT)³をもとに許可される。</p> <p>(4) 制限なし、但し水平欄に示されたものは除く。</p>	<p>(4) 制限なし、但し水平欄に示されたものは除く。</p>	

³ひとつ以上の小売店出店の申請は、事前に作成された公的に可能な手続きによることを条件とし、承認は対象となる客観的基準に基づくものとする。ENTの主な基準には、特定地域に存在するサービス提供者の数、市場の安定性および地理的な規模が含まれる。

外資小売流通権 WTO公約

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

<p>D. フランチャイズ業 (CPC 8929)</p>	<p>(1) (2) なし。 (3) ベトナムの相手先との合弁で、外国資本の比率が 49%を超えないこと。2008 年 1 月 1 日以降は、49%の出資比率の制限が撤廃され、2009 年 1 月 1 日以降は出資比率の制限がなくなる。加盟した日から 3 年後には、支店設置が許可される。 (4) 制限なし、但し水平欄に示されたものは除く。</p>	<p>(1) (2) なし。 (3) なし、但し支店長はベトナム居住者でなければならない。 (4) 制限なし、但し水平欄に示されたものは除く。</p>	
-----------------------------------	--	--	--